

気象警報発令時及び大地震発生時の対応基準

在宅中は、次の1から3の基本対応及び自治体が発する避難勧告により、**安全確保第一**で行動してください。

なお、警報・避難勧告がない場合でも局地的な豪雨が発生することがあるなど、災害の危険性については居住地域によって異なる場合があります。このため、交通機関や河川、道路等の状況から登校の際に危険が予想されると保護者が判断した時は、その旨を学校に連絡して自宅待機とします。その場合、後日状況を確認した上で特別欠席の対象とします。

(1) 気象警報発表時の基本対応

気象警報の種類	午前6時～午前10時	午前10時時点
廿日市市に次のいずれかの警報が発表された場合 ①大雨警報又は洪水警報 ②暴風警報 ③暴風雪警報 ④特別警報	自宅待機	臨時休校

- (1)気象警報は、気象庁 Web サイト、NHKテレビ、広島県防災 Web を基準とします。
 (2)午前 10 時まで、廿日市市に発表された警報(上記①～④)が解除された場合は、安全を確認して登校してください。
 (3)廿日市市外の居住地に、上記①～④の警報が発表されている場合は自宅待機し、その旨を学校に連絡してください。警報が解除された場合は、安全を確認して登校してください。

(2) 大地震発生時の基本対応

下校後から午前0時までに、廿日市市内に「震度5強」以上の大地震が発生	翌日は臨時休校
午前0時から登校時までに、廿日市市内に「震度5強」以上の大地震が発生	当日は臨時休校
登校後に「震度5強」以上の地震が発生	(1)被災状況及び公共交通機関の運行停止等により、下校することが不可能な場合や、生徒の居住地や下校経路の安全が確認できない場合は、本校の体育館の活用も含め、生徒の安全を最優先に判断します。 (2)生徒の居住地や下校経路の安全が確保できた生徒から下校します。

(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)発表時の基本対応

すみやかに安全な場所に待機又は避難し、安全確保を最優先とする行動をとってください。